

地元でがんばる事業者や企業等を応援します！

福島町では、「福島町がんばる地元企業等応援条例」を制定し、平成29年4月1日より施行いたします。

この条例は、町内ほぼ全ての業種が対象となり、企業施設の設備投資や雇用者の拡大、事業の継承及び確保を図る事業者へ助成を行います。

○対象となる事業者は？

中小企業等で次のいずれかの事業者で町税等の滞納がない方

- 町内に事務所等を設置している。
- 町内に法人登録している。
- 町内に住所を有し、第1次産業を経営する方。

※ただし、風俗営業者は対象外となります。

～申請の流れ～

事業者



福島町



①指定申請

(下記の申請期限を確認してください。)

②審査

③指定通知

④新設等着手届を提出

⑤新設等完了届を提出

⑥操業(事業)開始届を提出

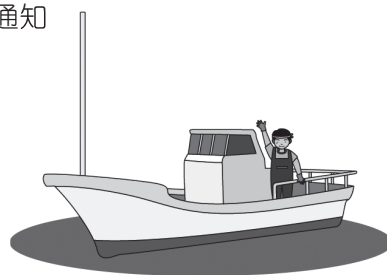
(該当する日から30日以内)

⑦助成金交付申請

(下記の申請期限を確認してください。)

⑧審査

⑨助成金交付決定通知



○申請書提出期限

区分	指定申請期限	交付申請期限
施設投資助成金	新設等に着手しようとする日の1ヵ月前から新設等の完了後1ヵ月以内。	新設等完了届を提出した翌日から1ヵ月以内。
雇用奨励助成金	事業年度終了日の翌日から2ヵ月以内。	指定通知書決定日の翌日から1ヵ月以内。
特別雇用奨励助成金	雇用した日の翌日から2ヵ月以内。	指定通知書決定日の翌日から1ヵ月以内。ただし2年目以降は、事業年度終了日の翌日から1ヵ月以内。
外国人技能実習生受入助成金	技能実習生を受け入れた日の翌日から2ヵ月以内。	技能実習1年が経過した翌日から1ヵ月以内。

(裏面につづく)

応 援 内 容

①施設投資助成金

助成対象～(1)事業者が町内に企業施設を新設、増設、移転、更新、購入で、**投資額 20 万円以上のものに対して助成**します。

(2)**リース契約**については、**1 件あたり 1 0 0 0 万円以上の物件**とし、助成対象はリース契約初年度のみ**のリース料金**とします。

(同一物件の再リース及び残存価格による取得は対象外)

助 成 額～**投資額の 2 分の 1 以内**で、**1 年度 3 0 0 万円を上限**とします。

※ただし、町内以外に事務所を設けず町外に企業施設の新設等を行う場合は、**3 分の 1 以内**で**1 年度 2 0 0 万円を上限**とします。なお、申請は年度内 1 回となります。

投資の対象となる設備～建物及びその附属設備、構造物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品

※**備品等は 1 点 1 0 万円以上**のもの、車両は事業用に使用するもの（トラック、油圧ショベル、ブルドーザ、軽トラック、観光バス、介護タクシーなど）

※**土地は対象外**となります。

②雇用奨励助成金

助成対象～事業者の**人件費総額**が前年度または基準年度（平成 2 6 年度）と比較し、**3 % 以上増加した場合**、助成します。

助 成 額～**増加分に 2 分の 1 を乗じて得た額**

※**上限はありません**。



③特別雇用奨励助成金

助成対象～事業者及び町内の社会福祉法人等が**北海道福島商業高等学校の新卒業生を雇用した場合**、助成します。（社会保険等に参加していること）

※**新卒業生は、平成 2 9 年 3 月以降に卒業を迎える者で、卒業後 1 年以内に就労した者**

助 成 額～雇用者 1 人当たり**賃金支払総額の 2 分の 1 以内**で、**1 年度 1 0 0 万円を上限**とし、**助成期間は 3 年間**です。

④外国人技能実習生受入助成金

助成対象～外国人技能実習生制度による**技能実習生を受け入れる事業者**に対して助成します。

助 成 額～技能実習生 1 人あたり**1 年度 3 0 万円**で、同一の実習生につき**助成期間は 3 年間**です。

ご不明な点や申請事務にあたっては、下記までご相談ください。

お問い合わせ先 福島町役場 企画課 企画係

☎47-3007

産業課 水産係・商工観光係・農林係

☎47-3004